

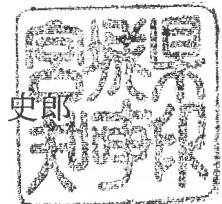


環政第165号

平成13年3月27日

仙台市長 殿

宮城県知事 浅野



仙台市東西線鉄道建設事業に係る環境影響評価方法書に対する
意見書について（送付）

平成12年10月23日付けで提出のありました環境影響評価方法書に対する意見を別紙の通
り作成したので、環境影響評価法第10条第1項の規定により送付します。

担当 環境生活部環境政策課環境影響評価班 藤田
電話 022-211-2664
FAX 022-211-269

(別紙)

環境影響評価方法書に対する意見書

1 都市計画対象事業の種類及び名称

種類 普通鉄道に係る建設事業
名称 仙台市東西線鉄道建設事業

2 都市計画対象事業実施区域

仙台市太白区八木山本町地内から仙台市若林区荒井地内まで

3 都市計画決定権者の氏名及び住所

氏名 仙台市長 藤井黎
住所 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

4 知事意見の内容

1) 全般的な事項

- (1) 方法書に記載されている事業計画は鉄道施設計画及びこれに係る工事計画が具体的に記述されていないことから、環境影響評価準備書においては、これらについて可能な限り具体的な記述を行うこと。特に工事期間、工法ごとの施工区間、土砂搬出等のための立坑の位置、路線の線形、駅舎の概要及び地上出入口の位置などを明らかにすること。また、これを踏まえ、調査、予測及び評価の合理性を検討し、事業特性及び地域特性を勘案し、適切な調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 当該事業と一体的に整備される道路事業等がある場合には、それら関連事業も含めた全体計画を明らかにし、その全体計画について必要に応じて調査、予測及び評価を行うこと。
- (3) 当該計画路線の西部に位置する青葉山、広瀬川及び竜の口渓谷の一帯は、仙台市中心部に近接しながら貴重な自然環境が残されていることから、天然記念物及び広瀬川の清流を守る条例の環境保全区域や風致地区などに指定されている地域である。これらの地域特性を踏まえ、調査、予測及び評価を行うこと。
- (4) 工事に伴う排水による動物・植物及び水質への影響、工事の実施による生態系への影響並びに人の居住・利用による騒音・振動・動物・生態系・景観への影響について、環境影響評価項目として選定し、調査、予測及び評価を行うこと。また、環境影響評価項目として選定する場合又は選定しない場合は、それらの理由を明らかにすること。
- (5) 車両基地については、構造、工事の計画等の具体化にあわせて環境影響の程度を検討し、必要な調査、予測及び評価を行うこと。
- (6) 広瀬川及び竜の口渓谷を横断する橋梁については、景観等に与える影響は大きいものと予想されることから、「影響の回避、低減」を再検討し、地下化を含めて複数案の比較検討を行うこと。

2) 個別的事項

(大気環境)

- (1) 幹線道路上で開削工事が計画される場所においては、工事用車両の通行等による交通渋滞の発生が懸念されることから、大気環境への影響について調査、予測及び評価を行うこと。また当該鉄道の供用により、路線周辺の交通事情が大きく変化すると予想されることから、交通流の変化に伴う周辺の大気環境への影響について、環境影響評価の項目として選定し、調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 広瀬川の橋梁においてはトンネル開口部が存在することから、周辺に与える騒音・振動等の影響について、必要な調査、予測及び評価を行うこと。
- (3) 龍の口渓谷の橋梁においては列車の走行に伴い谷間特有の音の反響が予想されることから周辺に生息する動物への影響が懸念される。また、並行して橋梁が架かる都市計画道路川内旗立線を走行する自動車による複合的な影響も考えられる。
これらを踏まえ、当該地点の地形の状況に即した騒音の適切な調査、予測及び評価を行うこと。
- (4) 列車のトンネル突入等に伴い発生すると予想される低周波音について、環境保全上の観点から留意すること。
- (5) 列車の走行に伴い発生する振動が、建築物に伝搬し、固体音として発生する場合があることから、環境影響評価項目として選定し、調査、予測及び評価を行うこと。

(水環境)

当該計画路線の東側では地下水位が高いことが確認されており、また工法によっては地下水位の低下による周辺構造物や自然環境への影響が懸念されることから、全線にわたり地下水について調査、予測及び評価を行うこと。

(土壤環境)

- (1) 当該計画路線の西側の青葉山丘陵地周辺においては亜炭坑道跡が、東側の新寺・連坊付近においては活断層（長町一利府線）が確認されている。またその東側では地盤沈下が確認されている地域であることから、地盤について環境影響評価項目として選定し、調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 当該計画事業のうち、開削工法等により地表の改変が行われる地点においては、地歴調査を実施し、土壤汚染の可能性の有無を確認するとともに、土壤汚染のおそれがある場合には、環境影響評価の項目として選定し、調査、予測及び評価を行うこと。
- (3) 当該計画路線が通過する龍の口渓谷に関しては、重要な地形及び地質を工事の実施における環境影響評価項目として選定し、調査、予測及び評価を行うこと。

(動物・植物・生態系)

- (1) 動物・植物・生態系の環境影響評価にあたっては、事業地の地域特性や生態系の特性を把握した上で、調査、予測及び評価を行うこと。
なお、既存の調査結果を活用することについては、その妥当性を検討し、必要に応じ新たに調査を行うこと。
- (2) 動植物に関しては、全体的な動物相や生息地の変化及び植物相や生育地の変化を把握し、調査、予測及び評価を行うこと。

- (3) 生態系に関しては、類型区分毎に地形・地質、土壤などの基盤環境と、その地域で生息、生育する種及び群集の生態やそれらの相互関係を整理し、そこで生じると予測される事業による影響に着目し選定すること。また、それぞれの類型区分毎に食物連鎖等の構造を明らかにし、調査、予測及び評価を行うこと。
- (4) 動物、植物及び生態系への影響に関する調査は仙台東部道路の東側部分まで拡大し、さらに各駅の出入口についても必要に応じ、調査、予測及び評価を行うこと。また、稀少猛禽類等の生息・生育が確認された場合には、生態系の概況を適切に把握するため、必要に応じ、動物・植物・生態系の調査範囲を拡大し、調査、予測及び評価を行うこと。
- (5) 青葉山丘陵地や広瀬川周辺、東部水田地域についてはそれが有する生態系及び動物の生息環境の特徴を十分検討した上で、「環境影響要素ごとの留意点」を具体的に明らかにすること。
- (6) 広瀬川及び東部水田地域における生態系を含む水生動物相の調査は、それぞれの地域特性や現況に応じ具体的かつ合理的な調査手法を検討し調査を行うこと。また調査地、調査ルート、調査日などの選定にあたってはその理由を明らかにすること。

(景観)

当該計画路線が橋梁により横断する竜の口渓谷及び広瀬川、並びに新たな建築物の建設や地形改変に伴い大きく景観が変化すると予想される車両基地及び駅については、周辺の現況や公園整備計画などの関連工事の内容を把握の上、必要に応じ調査地点を追加し、調査、予測及び評価を行うこと。また、当該計画路線が史蹟保全対象地域と隣接しており、橋梁により広瀬川を横断する周辺には、散策道や河原等の自然との触れ合い活動の場があることから、景観調査ではこれらの場を移動する歩行者から見える景観を検討すること。

(廃棄物等)

当該事業により発生した残土を含めた廃棄物等に関しては、その排出先を明らかにするとともに、排出先における土壤等への影響に関しても、必要に応じて検討すること。

(その他)

車両及びその周辺から発生する低周波電磁界の影響について記述することを検討すること。